

参考資料 1 気象台で発表する注意報・警報・特別警報の種類とその基準

1. 注意報

一般の利用に適合するもの

種 類		発 表 基 準										
気象注意報	風雪注意報	風雪によって災害が発生する恐れがあると予想され、具体的には次の条件以上と予想され雪を伴う場合 <table><tr><td>対象市町村</td><td colspan="2">仁淀川町</td></tr><tr><td>平均風速</td><td colspan="2">12m/s 雪を伴う</td></tr></table>			対象市町村	仁淀川町		平均風速	12m/s 雪を伴う			
	対象市町村	仁淀川町										
	平均風速	12m/s 雪を伴う										
	強風注意報	強風によって災害が発生する恐れがあると予想され、具体的には次の条件以上と予想される場合 <table><tr><td>対象市町村</td><td colspan="2">仁淀川町</td></tr><tr><td>平均風速</td><td colspan="2">12m/s</td></tr></table>			対象市町村	仁淀川町		平均風速	12m/s			
	対象市町村	仁淀川町										
	平均風速	12m/s										
	大雨注意報	大雨によって災害が発生する恐れがあると予想され、具体的には表面雨量指数、土壌雨量指数の何れかが次の条件以上と予想される場合 <table><tr><td>対象市町村</td><td>表面雨量指数</td><td>土壌雨量指数</td></tr><tr><td>仁淀川町</td><td>12</td><td>172</td></tr></table>			対象市町村	表面雨量指数	土壌雨量指数	仁淀川町	12	172		
	対象市町村	表面雨量指数	土壌雨量指数									
	仁淀川町	12	172									
大雪注意報	大雪によって災害が発生する恐れがあると予想され、具体的には次の条件以上と予想される場合 ・12時間の降雪の深さが 15cm											
濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じる恐れがあると予想され、具体的には次の条件以下と予想される場合 <table><tr><td>対象市町村</td><td colspan="2">仁淀川町</td></tr><tr><td>視 程</td><td colspan="2">100m</td></tr></table>			対象市町村	仁淀川町		視 程	100m				
対象市町村	仁淀川町											
視 程	100m											
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合											
乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想され、具体的には次の条件以下に該当する場合 <table><tr><td>対象市町村</td><td colspan="2">仁淀川町</td></tr><tr><td>実効湿度</td><td colspan="2">60%</td></tr><tr><td>最小湿度</td><td colspan="2">40%</td></tr></table>			対象市町村	仁淀川町		実効湿度	60%		最小湿度	40%	
対象市町村	仁淀川町											
実効湿度	60%											
最小湿度	40%											
なだれ注意報	積雪の深さが 50cm 以上あり、次の何れかが予想される場合 ・降雪の深さが 20cm 以上 ・最高気温が 2℃以上 ・かなりの降雨											

種 類			発 表 基 準	
一般の 利用に 適合するもの	気象注意報	着雪注意報	着雪が著しく通信線や送電線等の被害が予想され、具体的には次の条件に該当する場合 ・24 時間降雪の深さが 20cm 以上 ・気温－2℃～2℃	
		霜注意報	降霜により農作物に著しい災害が発生する恐れがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 ・3 月 20 日以降の晩霜	
		低温注意報	低温によって農作物に著しい災害が発生する恐れがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 ・気温が高知地方気象台において－5℃以下になると予想される場合	
	洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が発生する恐れがあると予想され、具体的には流域雨量指数が次の条件以上と予想される場合	
			対象市町村	流域雨量指数
仁淀川町			仁淀川流域=65.6, 土居川流域=30, 中津川流域=8.4, 長者川流域=3.1, 小郷川流域=6.5, 安居川流域=16.2	
水防活動の 利用に 適合するもの	水防活動用 気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ	
	水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	〃 洪水注意報と同じ	

2. 警 報

種 類			発 表 基 準								
一般の利用に適合するもの	気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が発生する恐れがあると予想され、具体的には次の条件以上と予想される場合 <table><tr><td>対象市町村</td><td colspan="2">仁淀川町</td></tr><tr><td>平均風速</td><td colspan="2">20m/s</td></tr></table>			対象市町村	仁淀川町		平均風速	20m/s	
		対象市町村	仁淀川町								
		平均風速	20m/s								
		暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が発生する恐れがあると予想され、具体的には次の条件以上と予想され雪を伴う場合 <table><tr><td>対象市町村</td><td colspan="2">仁淀川町</td></tr><tr><td>平均風速</td><td colspan="2">20m/s 雪を伴う</td></tr></table>			対象市町村	仁淀川町		平均風速	20m/s 雪を伴う	
	対象市町村	仁淀川町									
	平均風速	20m/s 雪を伴う									
大雨警報	大雨によって重大な災害が発生する恐れがあると予想され、具体的には表面雨量指数、土壌雨量指数の何れかが、次の条件以上と予想される場合 <table><tr><td>対象市町村</td><td>表面雨量指数</td><td>土壌雨量指数 (土砂災害)</td></tr><tr><td>仁淀川町</td><td>21</td><td>239</td></tr></table>			対象市町村	表面雨量指数	土壌雨量指数 (土砂災害)	仁淀川町	21	239		
対象市町村	表面雨量指数	土壌雨量指数 (土砂災害)									
仁淀川町	21	239									
大雪警報	大雪によって重大な災害が発生する恐れがあると予想され、具体的には次の条件以上と予想される場合 ・12時間の降雪の深さが30cm										
洪水警報	洪水警報	洪水によって災害が発生する恐れがあると予想され、具体的には流域雨量指数が次の条件以上と予想される場合 <table><tr><td>対象市町村</td><td>流域雨量指数</td></tr><tr><td>仁淀川町</td><td>仁淀川流域=82，土居川流域=37.6，中津川流域=10.6，長者川流域=3.9，小郷川流域=8.2，安居川流域=20.3</td></tr></table>			対象市町村	流域雨量指数	仁淀川町	仁淀川流域=82，土居川流域=37.6，中津川流域=10.6，長者川流域=3.9，小郷川流域=8.2，安居川流域=20.3			
対象市町村	流域雨量指数										
仁淀川町	仁淀川流域=82，土居川流域=37.6，中津川流域=10.6，長者川流域=3.9，小郷川流域=8.2，安居川流域=20.3										
種 類			発 表 基 準								
水防活動に適合するもの	水防活動用気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ								
	水防活動用洪水警報	洪水警報	〃 洪水警報と同じ								

3. 特別警報

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雨量となる大雪が吹くと予想される場合

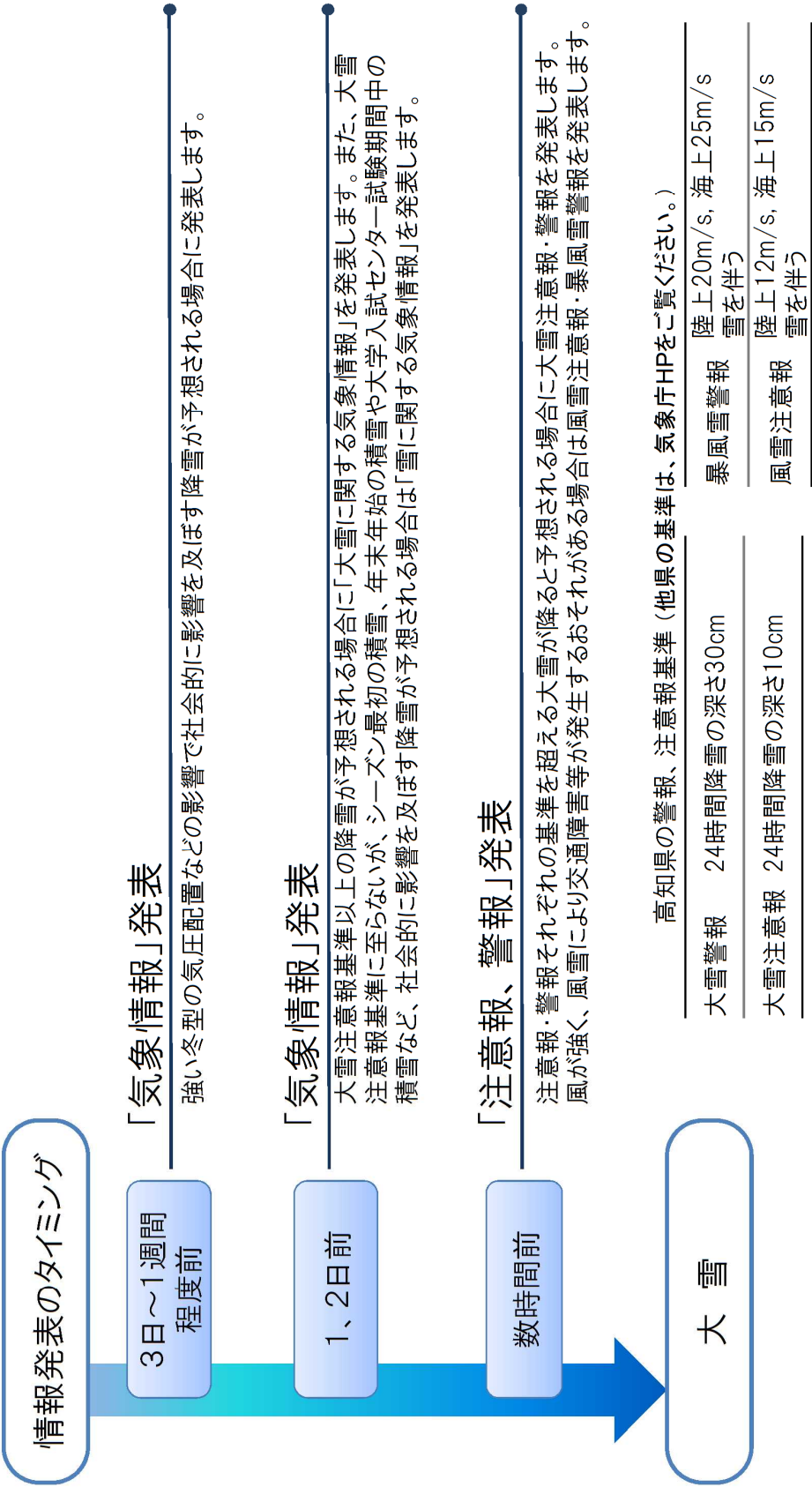
(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例も照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

参考資料 2 大雪に関して段階的に発表する防災気象情報

大雪に関して段階的に発表する防災気象情報

高知地方気象台

社会的に影響を与える降雪が予想される場合は、段階的に情報を発表します。



(参考) 降雪の深さ: 一定の期間内に積もった雪の深さ(cm単位)。
積雪の深さ: 積もっている雪の深さ(cm単位)。

段階的に発表する防災気象情報の例(1)

■ 3日～1週間程度前に発表する地方気象情報の例

強い冬型の気圧配置に関する四国地方気象情報 第1号
平成〇〇年1月29日16時00分 高松地方気象台発表

(見出し)

四国地方では、2月1日から2日頃にかけて、山間部を中心に積雪となり、荒れた天気となるおそれがあります。積雪や路面の凍結による交通障害や農作物の管理に注意してください。

(本文)

31日から日本の上空に強い寒気が流れ込み、日本付近は冬型の気圧配置が強まる見込みです。

このため、四国地方では、2月1日から2日頃にかけて、山間部を中心に積雪となるおそれがあります。また、風が強まり、海や山を中心に荒れた天気となる見込みです。

強風や高波、積雪や路面の凍結による交通障害、農作物の管理に注意してください。

今後、地元気象台の発表する注意報、気象情報に留意してください。

次の「強い冬型の気圧配置に関する四国地方気象情報」は、30日16時頃に発表する予定です。

■ 1、2日程度前に発表する府県気象情報の例

大雪に関する高知県気象情報 第1号
平成〇〇年2月1日15時50分 高知地方気象台発表

(見出し)

高知県では、2日(明日)朝から夜遅くにかけて、中部や西部の山間部を中心に断続的に雪が降り、大雪となるおそれがあります。積雪や路面の凍結による交通障害等に注意して下さい。

(本文)

四国地方では、1日(今日)夜から3日(明後日)にかけて上空約1500メートルに氷点下12度以下の強い寒気が流れ込み、冬型の気圧配置が強まる見込みです。

このため、高知県では、2日(明日)朝から夜遅くにかけて中部や西部の山間部を中心に大雪となるおそれがあります。

積雪や路面の凍結による交通障害や雪による見通しの悪化、農作物や農業施設等の管理に注意して下さい。

[雪の予想]

1日(今日)18時から2日(明日)18時までの降雪量(多い所)
山間部 10センチ

[防災事項]

積雪や路面の凍結による交通障害、雪による見通しの悪化、農作物や農業施設等の管理
…以下省略…

防災情報提供システムで地方及び府県気象情報が確認できます

防災情報提供システム

(気象庁ホームページでも確認できます)

防災情報提供システム
高知県の防災情報

ホーム

ホーム>> [気象警報・注意報など](#)>>> [府県気象情報](#)

地方 四国地方

府県 高知県

市区町村

ログアウト

表示状態保存

気象警報・注意報など

天気予報など

地震・津波・火山

気象監視

設定管理

府県気象情報

最古 前八 次八 最新

雪に関する高知県気象情報 第1号 高知地方気象台発表
平成26年12月 1日11時05分

(見出し)
高知県の山間部では、1日夜遅くから2日夜にかけて、積雪となるおそれがあります。交通機関などは積雪に対する備えが必要です。

(本文)
四国地方では、1日夜遅くから2日にかけて上空約1500メートルに氷点下9度以下の真冬並みの強い寒気が流れ込み、冬型の気圧配置が強まる見込みです。
このため高知県の山間部では、1日夜遅くから2日夜にかけて雪が降り、積雪となるおそれがあります。
交通機関などは積雪に対する備えが必要です。

[雪の予想]
1日12時から2日12時までの24時間降雪量(多い所)
山間部 2センチ

[防災上の留意事項]
積雪や路面の凍結による交通障害

[補足事項]
「雪に関する高知県気象情報」は、本号のみとします。

情報を印刷

気象警報・注意報など

警報・注意報

注意警戒時系列

注意警戒分布図

記録的短時間大雨情報

津波注意情報

土砂災害警戒情報

警戒メジャール情報

指定河川洪水予報

台風情報

気象情報

全般気象情報

地方気象情報

府県気象情報

観測情報

天候情報

異常天候早期警戒情報

海上警報

① クリック

② クリック

③ クリック

段階的に発表される防災気象情報の例(2)

■ 大雪注意報の例 ■

平成〇〇年1月13日16時10分 高知地方気象台発表

高知県の注意警戒事項

高知県では、強風や高波に注意して下さい。中部、西部では、大雪に注意して下さい。

=====
いの町 [発表]大雪注意報 [継続]強風注意報
雪 注意期間 13日夜遅くから 14日昼前まで
24時間最大降雪量 10センチ
風 注意期間 14日夕方にかけて 以後も続く
ピークは14日未明
北東の風
最大風速 18メートル
付加事項 降雪による交通障害

■ 風雪注意報の例 ■

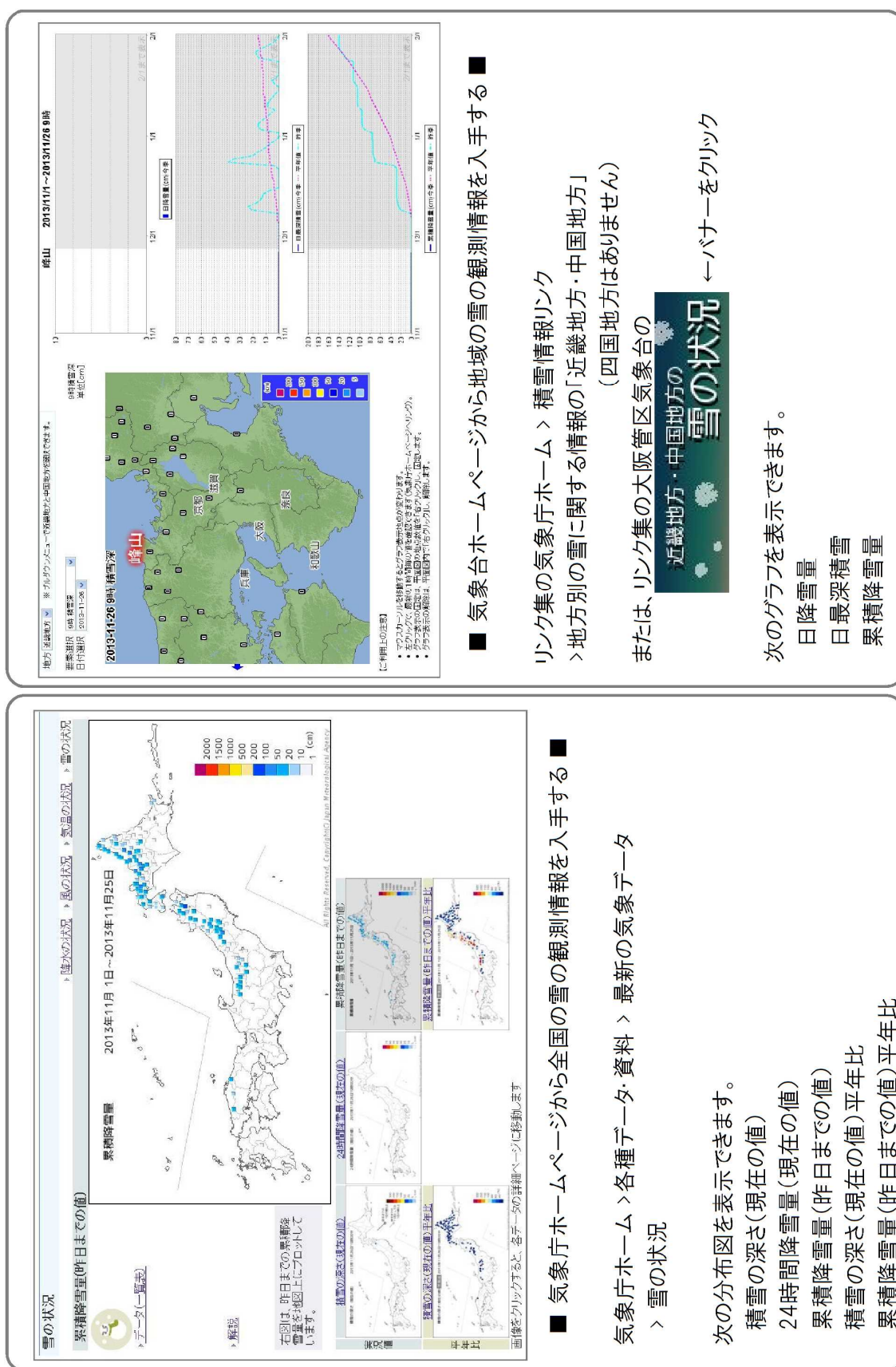
平成〇〇年12月8日16時10分 高知地方気象台発表

高知県の注意警戒事項

東部では、強風に注意して下さい。中部、西部では、風雪に注意して下さい。高知県では、高波に注意して下さい。

=====
高知市 [発表]風雪注意報 [継続]波浪注意報 [解除]強風注意報
風 注意期間 9日夕方にかけて 以後も続く
北西の風
陸上 最大風速 12メートル
海上 最大風速 15メートル
波 注意期間 9日夕方にかけて 以後も続く
波高 3メートル

雪の観測情報を気象庁や気象台ホームページで提供しています



参考資料 3 在宅要配慮者が家庭内対策として取り組むべき事項

全国社会福祉協議会社会福祉関係災害対策検討委員会の『社会福祉関係災害対策要綱』(平成 8 年 3 月)では、在宅要配慮者が家庭内対策として取り組むべき事項として以下のような点を示している。

項 目	事 項
A 安全な空間の確保	【共通】 1 家具が倒れないように固定する。 2 重いものは、押入やタンスの下に入れる。 3 置物などは高いところには置かない。 4 ガラスが割れて床に散らばったときのためにスリッパなどを身近に置く。 5 避難しやすいように、寝室から玄関までの間には物をできるだけ置かないようにし、脱出ルートを確保しておく。 6 壁に筋交いを入れ倒壊しないように補強する。 【視覚障害】 1 ガラスなどが飛散して、床が危険になるので室内にスリッパなどを用意する。 2 ラジオがすぐに利用できるよう身近に置いておく。 3 (または携帯ラジオを身につける。) 仕事用に施術ベッドを固定しておく。 【聴覚障害】 1 補聴器を枕元に置く。小さいので紛失しないよう工夫する。 2 テレビ等のスイッチがすぐ入れられるようにしておく。 3 ファックスを設置しておく。 【肢体不自由】 1 居住スペースは、できれば堅牢な建物の 1 階を選ぶ。 2 車いすが通れる幅を常に確保しておく。 3 車いすが倒壊した家具の下敷きにならないように安全な場所に置く。 4 車いすが使用不能になったときのため、それに代わる杖などを用意しておく。
B 備蓄と非常時用持出し品	【共通】 1 乾パンなどの食料、飲料水 2 懐中電灯 3 携帯ラジオまたはテレビ 4 乾電池(定期的に取り替えたもの) 5 身のまわり品(下着などの衣類、タオル、必要に応じおむつ、生理用品など) 6 救急セット 7 常備薬 8 現金 9 雨具

項 目	事 項
B 備蓄と非常時用 持出し品 (つづき)	10 「緊急連絡カード」(住所、氏名、緊急時の連絡先、かかりつけの医療機関、常備薬の種類などを記載したもの) 11 非常ベル(緊急通報装置) 【視覚障害(弱視を含む)】 1 白杖 2 糖尿病、緑内障のある人は常備薬 【聴覚障害(難聴も含む)】 1 補聴器と専門電池 2 携帯ラジオ(文字放送つきが望ましい) 【脊髄損傷】 1 携帯用トイレ 【脳性マヒ】 1 携帯用トイレ 2 食事セット 【内部障害】 1 ストマ用具(備蓄は、最低10日～30日分が望ましい。) 2 洗腸セット(水、ぬれティッシュペーパー、輪ゴム、ビニール袋、はさみ) 【精神障害】 1 緊急連絡カード(かかりつけの医療機関名、薬の種類を忘れずに記載しておく。) 2 身のまわり品(下着などの衣類、タオル、必要に応じおむつ、生理用品など)
C 避難所の確認	【共通】 1 平常時に自分の住む地域の指定された避難所を確認しておく。 2 平常時に避難所を確認し、実際に行ってみる。 【共通】 ○日頃から入手しておく情報 地方公共団体の広報や福祉団体からの機関誌等によって、どこに連絡すればどのような情報が得られるか確認しておく。(地方公共団体の広報について、点字、録音などのものが必要な場合は、市町村に連絡すること。) 2 必要な連絡先は、災害時に紛失しないように壁に貼ったり、ノートに整理しておく。 3 障害団体に加入するなど障害のある人とうしのコミュニケーションネットワークをつくっておく。 ○障害のある人自身からのアピールのために 1 緊急時に知らせてもらえる人(安否を確認してくれる人)を確保しておく。 2 市町村の福祉関係、かかりつけの医療機関、保健所等の相談窓口への連絡方法を承知しておく。 3 障害関係団体との連絡体制を確保しておく。

項 目	事 項
C 情報の確保 (つづき)	4 助けを求める方法を承知しておく。 【視覚障害】 1 携帯ラジオを常に携帯しておく。 2 まわりの状況を知らせてくれる人を確保しておく。 【聴覚障害】 1 警察、消防、病院、行政、障害団体等との連絡に必要なファックス番号を確認しておく。 2 救援のサインを練習しておく。 3 手話通訳のできる人を確保しておく。 【肢体不自由】 1 緊急時の介護者を確保しておく。 【内部障害】 1 かかりつけの医療機関、常用している薬品名を確認しておく。 2 人工透析を行っている場合、かかりつけ以外の医療機関への連絡方法を確認しておく。 ストマ装置のメーカー、販売店の連絡先を承知しておく。家族にも同様の連絡先を知らせておく。また、処理方法も家族にも教えておく。 【知的障害】 1 パニックになって飛び出し、迷子になった場合に連絡してもらえよう、名札をもっておく。 【精神障害】 1 かかりつけの医療機関、常用している薬品名を確認しておく。 2 保健所や作業所等の連絡先を承知しておく。
E 近隣・地域社会とのつながりを強める	【共通】 1 近隣の人々に「障害のある人」であることを理解してもらい、社会の一員として受け入れてもらう。 2 以下のような留意点があることを理解してもらう。 【視覚障害】 ・ 情報に不自由し、行動にも不自由すること。 ・ 周囲の環境が変化すると、一人では行動できなくなること。 【聴覚障害】 ・ 口話、手話、筆談でコミュニケーションができること。 【重傷心身障害】 ・ できれば、本人と関係をもっている医療機関、福祉機関を知ってもらうこと。 【知的障害】 ・ 精神的に不安になる場合があること。 ・ 他人への配慮が得意ではないこと。 ・ 特定のものにこだわりをもつ場合があること。 【精神障害】 ・ 必要な場合には、保健所、福祉事務所、医療機関などの、通常本人と接触しているスタッフに連絡をとってもらうことも必要なこと。

項 目	事 項
E 近隣・地域社会とのつながりを強める	【共通】 3 地域活動へ積極的に参加する。 ・ 町内会の行事に参加する。 ・ 自主防災組織が行う防災訓練に積極的に参加する。 ・ 地域の社会福祉協議会やボランティア団体と交流し、顔見知りとなっておく。 ・ 地域の障害のある人を担当する相談員を知っておく。

【災害時要配慮者が参加する防災訓練の工夫】

□ 防災訓練に障害のある人の参加を呼びかけるとともに、障害のある人を講師として救護方法の訓練をする ・ 障害の特性に応じた救出方法を習得する。 ・ 仮想災害(火災、家屋倒壊、福祉用具の欠損状態など)のものの救出訓練をする。 □ 防災訓練には、障害のある人などを講師として障害体験プログラムを取り入れる。 ・ 目隠しをして町内を歩いてみる。 ・ 聴覚障害のある人のコミュニケーション(初歩の手話、筆談)を体験してみる。 ・ 車いすで町内、駅、市町村庁舎などを移動してみる。 ・ 補助具などの重い負荷をつけて歩いてみる。
--

(出典) 『社会福祉関係災害対策要綱』 全国社会福祉協議会 社会福祉関係
災害対策検討委員会 平成 8 年 3 月より作成

参考資料4 気象庁震度階級解説表(平成21年3月31日版)

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物(住宅)		鉄筋コンクリート建造物		地盤・斜面等
				耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い	
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。							
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。							
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。						
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。					
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がある。					
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。		壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。			亀裂※1や液状化※2が生じることがある。落石やがけ崩れが発生することがある。
5強	大半の人が、物につかまらないうえに歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。		壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。		壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	地割れが生じることがある。がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	立っていることができず、はわないうえに動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。	大きな地割れが生じることがある。がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ばすこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。	

【使用にあたっての留意点】

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

参考資料5 広報紙(チラシ)第1号のひな型

〇〇災害情報第1号

++++年+月+日発行

仁淀川町

編集・発行・問い合わせ先：仁淀川町災害対策本部調査広報部

電話(****)**-****

(町長声明：励まし及び対策の方針)

この度の災害で被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。
現在、町では、災害対策本部を設置し、県、自衛隊をはじめとする防災機関とともに被災者の方々への支援及び施設の応急復旧に全力をあげております。経過につきましては随時お知らせしていきますので、各種作業への皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。
ご不便な生活がしばらく続くかと思いますが、共にこの災害に立ち向かい、早期の回復を目指しましょう。

仁淀川町災害対策本部長(町長) ○○○○

【注意情報・災害状況／災害対策本部総務部】(＋月＋日＋時現在)

余震の見込み(気象庁発表)
土砂崩れ等第2次災害注意情報
河川の状況
※通信の妨げとなりますので、不要不急の電話はご遠慮ください。
(安否のご連絡に活用できるダイヤル「171」(NTT 災害用伝言ダイヤル)が稼働中です。)

【被害速報／災害対策本部総務部】(＋月＋日＋時現在)

死者：○名 行方不明者：○名 負傷者：○名
避難者：○○小学校(○○名)、○○中学校(○○名)、○○公民館(○○名)

【電気・ガス・水道情報／〇〇電力・〇〇ガス・町水道部】(＋月＋日＋時現在)

電気：○○地区停電中。明日、仮復旧見込み。
ガス：全町停止中。復旧見込みは不明。
水道：○○地区断水中。明後日を目標に復旧作業中。

【医療情報／災害対策本部保健福祉部】(＋月＋日＋時現在)

診療可能医療機関：○○診療所、○○医院、○○病院
医療救護所：○○小学校

【交通情報／災害対策本部産業建設部・国土交通省土佐工事事務所】(＋月＋日＋時現在)

通行止め：国道○号○○～○○、県道○号○○～○○
バス○○～○○間運行 タクシー：○○タクシー営業中

【食料・水・生活物資情報／災害対策本部産業建設部・保健福祉部】(＋月＋日＋時現在)

現在、明日以降の分を手配中です。手配でき次第配布場所等をお知らせします。

避難場所に避難されている方へ：避難場所の運営には運営チームが全力を挙げているところですが、皆さまのお手伝いをいただければ幸いです。

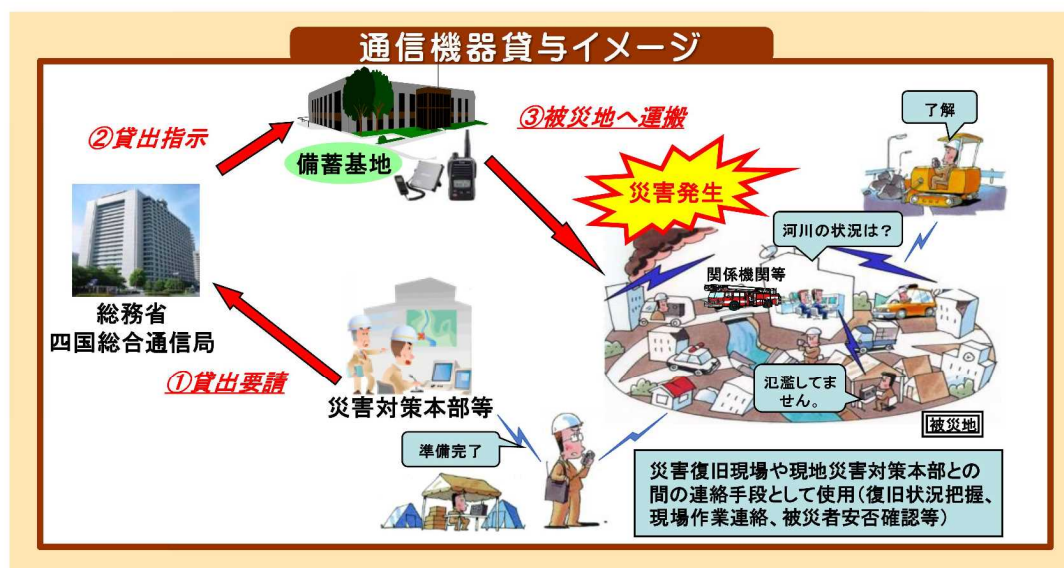
(注)本広報紙イメージは、配布ルートが途絶している段階を想定し、通常の全戸配布ではなく、主に避難場所や町役場等での配布や掲示板等への貼り出しを想定したものである。

参考資料 6 災害対策用移動通信機器の貸与

災害対策用移動通信機器の貸与

四国総合通信局では、災害発生時に通信手段を確保することにより、災害対策活動の迅速かつ円滑な遂行に資するため、貸出用の移動通信機器を備蓄しています。

災害が発生した場合には、現地対策本部等から四国総合通信局へ要請していただければ無償で貸出しに応じます。



四国総合通信局が貸与する通信機器

衛星携帯電話 10台(全国300台)			業務用無線機	
【3台】  【1台】			 MCA無線 5台 (全国280台)	 簡易無線 10台 (全国1500台)
	 【3台】 【3台】			

※ 費用の負担等について

MCAの付加使用料を除き、移動通信機器の搬入費用、使用料及び電波利用料は無料となります。ただし、返送に係る費用は借受人負担となります。

(MCAと簡易無線の免許人は総務省となるので、「無線局運用証明書」を発給します。)

1 貸付の基準

四国総合通信局の管内において地震、台風など甚大な災害が発生し、電源供給の途絶により通信の確保が困難な状況となった場合に、地方公共団体及び災害復旧関係者等（以下「申請者」という。）が災害応急対策等を遂行するために必要な通信手段の確保のために移動通信機器を貸与します。

2 災害対策用移動通信機器の貸付手順

(1) 「借受申請書」の提出

災害対策用移動通信機器の貸付要請は、地方公共団体等申請者から四国総合通信局への「借受申請書」（様式 1）の提出により行われることとなります。

総合通信局等は、申請者に「借受申請書」を送付しますので、申請者は様式 1－1 に必要事項を記入し提出して下さい。

ただし、「借受申請書」の授受を行うことが困難な場合や緊急やむを得ないと認められる場合は、緊急的措置として口頭による申請、承認を行う等の臨機の措置をとりますので、後刻可及的速やかに「借受申請書」の提出をお願いします。

(2) 貸付の審査

四国総合通信局は、申請者から提出された「借受申請書（電話等迅速な方法での聞き取りを含む）」の内容及び以下の事項を総合的に判断し、承認又は否認を決定します。

- ① 「借受申請書」の内容
- ② 申請書を提出した申請者の被災状況
- ③ 貸付に際して支障となる二次災害、交通事情、その他災害に係る情報

(3) 貸付を承認

四国総合通信局は、上記(2)の結果、移動通信機器の貸付を承認することとした場合、提出された「借受申請書」をコピーし、「貸付承認通知書（様式 1－2）」を作成、「貸付承認通知書」及び「無線局運用証明書」を申請者あて郵送することとなります。

ただし、郵送を行うことが困難な時及び緊急を要するときは、電話、ファクシミリ、電子メール等により通知し、後刻遑及して遅滞なく書面による貸付承認通知書を交付します。

(4) 貸付の否認

四国総合通信局は、上記(2)の結果、移動通信機器の貸付を否認することとした場合、速やかに申請者にその旨を連絡し、「貸付否認通知書」により通知します。

(5) 機器の搬入

請負業者が、申請者の指定の場所に移動通信機器を搬入します。搬入時に移動通信機器の動作確認、使用方法の説明等を行い、確認された時点での搬入完了となります。申請者は貸付承認通知書のコピー（※）の借受書欄（様式 1－3）を作成し、請負業者にお渡し願います。

作成が困難な場合は、後刻可及的速やかに「借受書」の提出をお願いします。ただし、請負業者が災害の状況等により搬送できない場合は、四国総合通信局が搬送方法等について申請者と協議させていただきます。

＜※：「貸付承認通知書」本信は、借受者が保管してください＞

(6) 費用の負担

MCAの付加使用料を除き、移動通信機器の搬入費用、使用料及び電波利用料は無料となります。

(7) 貸付期間

貸付する期間は、原則として6か月以内となります。

(8) 損傷又は亡失

移動通信機器を損傷又は亡失したときは、その旨と理由を記載した報告書（様式適宜）を四国総合通信局長に提出してください。

(9) 返却の申し出

四国総合通信局へ電話等で返却の申し出を行ってください。借り受けていた移動通信機器は、通常の梱包で請負業者へ返送願います。返送に要する機器の運搬等の費用は、借受人の負担となります。

【連絡先①】

四国総合通信局 無線通信部 陸上課

愛媛県松山市宮田町8の5

（平日の電話番号）089-936-5066

（FAX）089-936-5008

（夜間・週末等の電話番号）090-5274-7815

【連絡先②（連絡先①に連絡できない場合）】

総務省 総合通信基盤局 電波部基幹通信課 重要無線室

（電話）03-5253-5888

（FAX）03-5253-5889

別紙

災害対策用移動通信機器利用の要請（速報）

【送信先】

総務省 四国総合通信局 無線通信部 陸上課
電 話 089 (936) 5066
 (夜間・週末等) **090-5274-7815**
FAX 089 (936) 5008

1. 要請元		
機関名		
担当者所属		
担当者氏名		
電話		
FAX		
電子メール		
2. 要請内容		
衛星携帯電話（据置）		台
衛星携帯電話（ハンディ）		台
MCA 端末（ハンディ）		台
MCA 端末（ポータブル）		台
簡易無線機（ハンディ）		台
使用する場所（予定）		
3. 要請の理由		
（被災した通信機器の状況、要請する機種と台数の理由など） 		
4. 到着希望時間		
（「〇〇時頃」、「至急」など） 		

※FAX使用が困難の場合は、電話等で要請内容等を伝達ください。

【様式 1】

借受申請書	様式 1-1
当地における災害により一時的に増大する通信需要に対応し、重要な通信の円滑な実施を確保するために必要な体制を整備するため、総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（以下、「令」という。）第三条第八号に基づく通信機器（又はそれに準じた取扱いを要する通信機器）の無償貸付を受けたいので申請します。 令第六条に規定の事項は、別記 1～5 のとおりです。 〇〇総合通信局長 殿 （沖縄総合通信事務所長 殿） （通信機器の貸出を受ける団体において通信機器の運用に権限を有する者） 平成 年 月 日 印※ ※ 私印で可。公印の必要はありません。なお、自筆の場合は押印は不要です。	
貸付承認通知書	様式 1-2
平成 年 月 日付申請を承認する。 令第七条の規定に基づき、別記 2～6 及び 8 のとおり通知する。 殿 平成 年 月 日 〇〇総合通信局長 （沖縄総合通信事務所長 ） 印	
借受書	様式 1-3
平成 年 月 日付貸付承認に係る通信機器の引渡し及び使用方法の説明を受けました。 通信機器使用に際しては、別記 8 貸付条件に従います。 令第八条に規定の事項は、別記 2、4 及び 5 のとおりです。 〇〇総合通信局長 殿 （沖縄総合通信事務所長 殿） （通信機器の貸出を受ける団体において通信機器の運用に権限を有する者） 平成 年 月 日 印※ ※ 私印で可。公印の必要はありません。なお、自筆の場合は押印は不要です。	

別記

- 1 借受申請書提出時に、二重枠線内の1～5について記入してください。
- 2 「借受書」提出時に、「8 貸付条件」の9項目について確認の上、左欄に同意を示すチェックを入れてください。

1	申請者	氏名又は名称			
		住所			
2	申請台数	MCA	ショルダー型		台
			ハンディー型		台
		簡易無線			台
		衛星携帯電話 ()			台
		その他 ()			台
3	使用場所	(使用場所が指定できるときのみ記入してください。)			
4	引渡場所及び 返納場所	(引渡場所) (返納場所)			
5	貸付期間等	借受日	年 月 日		
		貸付期間	年 月 日(原則、貸付から6ヶ月以内)		
6	使用目的	災害時における重要な通信の円滑な実施を確保するため。			
7	必要な理由	災害により一時的に増大する通信需要に対応するため。			
8	貸付条件	☐ 1 通信機器の運用に当たっては、電波法及びこれに基づく命令に定めるところに従い、監督に服すること。 ☐ 2 通信機器引渡し時に交付の「無線局運用証明書」を、通信機器を実際に操作する者に携行させること。 ☐ 3 通信機器は、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。 ☐ 4 通信機器は、転貸し、又は担保に供しないこと。 ☐ 5 通信機器は、貸付の目的以外の使用及び改造をしないこと。 ☐ 6 通信機器について使用場所が指定された場合は、指定された場所以外での使用をしないこと。 ☐ 7 通信機器は、貸付期間満了の日までに指定された場所に返却すること。 ☐ 8 通信機器を亡失又は損傷したときは、その旨及び理由についての報告書を総合通信局等の長に提出し、その指示に従うこと。当該事故原因が災害又は盗難に係る場合は、関係官公署の発行する証明書を報告書に添付すること。 なお、注意を怠り、無線機を亡失又は損傷させた場合、その損害を弁償させる場合がある。 ☐ 9 総合通信局等の長は、通信機器について、随時に調査し、若しくは報告を求め、又は維持、管理及び返却に関して必要な指示をする場合がある。 なお、通信機器は、借受人が貸付条件に違反したとき又は総合通信局等の長が特に必要と認めたときは、満了日前に返却を指示する場合がある。この場合は、総合通信局等の長の指示に従い速やかに返却すること。			
備考					

災害対策用移動電源車の貸与

四国総合通信局では、非常災害時における通信・放送設備等の電源確保を目的とした移動電源車を1台（日産エクストレイル）保有しており、地方公共団体等からの要求に応じて貸与することとしています。

車両イメージ		
ベース車両	エクストレイル（日産自動車）6台 ランドクルーザー（トヨタ自動車）1台	デュトロ（日野自動車）3台
車両保管場所	四国総合通信局内（愛媛県松山市） ほか各総合通信局7台	各総合通信局3台
大きさ	エクストレイル：全長約4.7m、全幅約1.8m、全高約1.9m	全長約4.85m、全幅約1.8m、全高約2.4m
燃料	無鉛レギュラーガソリン	軽油
乗車定員	2名	3名
＜発電性能＞		
出力	5.5kVA（50Hz/60Hz、単相100ボルト） （ランドクルーザーは60Hz専用）	三相3線式 80kVA（50Hz）、100kVA（60Hz） 単相3線式 15kVA、単相2線式 1.5kVA
稼働時間（満タン時）	約36時間（1/2負荷時）	約10時間程度（1/2負荷時） ※最大負荷で6時間
発電機燃料	無鉛レギュラーガソリン（車両の燃料タンクと共用）	軽油（車両の車両タンク共用）

【活用例】

- ・市町村防災行政無線、放送事業者のミニサテライト局、小容量の携帯電話基地局への電源供給など

【全国の保有台数】

総務省では、小型移動電源車7台、中型移動電源車3台を各総合通信局に配備しています。

四国総合通信局保有車両以外の車両、又は、複数台借り受けたい場合等も貸与体制を整えていますので四国総合通信局にお申し出ください。

1 貸付の基準

四国総合通信局の管内において地震、台風など甚大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ円滑な運用を行い、地方公共団体及び災害復旧関係者等（以下「申請者」という。）が災害応急対策等を遂行するために必要な通信手段の確保のために災害対策用移動電源車を貸与します。

2 災害対策用移動電源車の貸付手順

(1) 「借受申請書」の提出

災害対策用移動電源車の貸付要請は、申請者から四国総合通信局への「借受申請書」（様式 2）の提出により行われることとなります。

総合通信局等は、申請者に対し貸与仕様書及び移動電源車の性能諸元を説明し、要請者に「借受申請書」を送付しますので、要請者は様式 2－1 に必要事項を記入し提出して下さい。

ただし、「借受申請書」の授受を行うことが困難な場合や緊急やむを得ないと認められる場合は、申請者から電話・FAX 等迅速な方法で所定事項を聞き取る等の臨機の措置をとり、後刻可及的速やかに「借受申請書」の提出をお願いします。

(2) 貸付の審査

四国総合通信局は、申請者から提出された「借受申請書（電話等迅速な方法での聞き取りを含む）」の内容及び以下の事項を総合的に判断し、承認又は否認を決定します。

- ① 「借受申請書」の内容
- ② 申請書を提出した申請者の被災状況
- ③ 貸付に際して支障となる二次災害、交通事情、その他災害に係る情報

(3) 貸付を承認

四国総合通信局は、上記(2)の結果、災害対策用移動電源車の貸付を承認することとした場合、提出された「借受申請書」をコピーし、「貸付承認通知書（様式 2－2）」を作成、申請者あて郵送することとなります。

ただし、郵送を行うことが困難な時及び緊急を要するときは、電話、ファクシミリ、電子メール等により通知し、後刻遑及して遅滞なく書面による貸付承認通知書を交付します。

(4) 貸付の否認

四国総合通信局は、上記(2)の結果、災害対策用移動電源車の貸付を否認することとした場合、速やかに申請者にその旨を連絡し、「貸付否認通知書」により通知します。

(5) 移動電源車の引渡し

総合通信局等職員（委託業者を含む。以下同じ。）は、借受者立会いのもと、移動電源車の引渡し時において、貸与仕様書及び移動電源車の性能諸元を説明し交付します。

借受者は、総合通信局等職員に貸付承認通知書のコピー（※）の借受書欄（様式 2－

3) に、署名及び捺印（自筆の場合は不要）した借受書を提出します。

＜※：「貸付承認通知書」本信は、借受者が保管してください＞

(6) 費用の負担

災害対策用移動電源車の搬入費用は無料となりますが、ガソリン代等車両の運用に係る費用は自己負担となります。

(7) 貸付期間

貸付する期間は、原則として1年以内とし、必要最低限の期間とします（おおむね1ヶ月から2ヶ月を目安とします）。

(8) 損傷又は亡失

借受者は、災害対策用移動電源車を損傷又はその付属品等亡失したときは、その旨と理由を記載した報告書（様式適宜）を四国総合通信局長に提出してください。

(9) 返却の申し出

借受者は、四国総合通信局へ電話等で返却の申し出を行ってください。返却場所、返却日を調整します。

総合通信局等職員は借受者の立会いのもと、移動電源車及びその付属品について、損傷や亡失がないことを確認の上、返却を受けます。

【連絡先】

四国総合通信局無線通信部総務課

愛媛県松山市宮田町8の5

（平日の電話番号）089-936-5010

（FAX）089-936-5007

（夜間・週末等の連絡先）bousai.459sk@ezweb.ne.jp

様式 2

様式 2-1

借 受 申 請 書

災害の発生に伴う電源供給の途絶により、通信の確保が困難な状況となったため、応急的に電源を確保する必要が生じたことから、災害対策用移動電源車の貸与を別記のとおり申請いたします。

総 務 省
〇〇総合通信局長 殿

(移動電源車の貸与を受ける団体において
運用の権限を有する者)

平成 年 月 日

印※

※ 私印で可。
自筆による署名の場合は押印不要。

様式 2-2

貸付承認通知書

平成 年 月 日付けの借受申請を別記のとおり承認する。

殿

平成 年 月 日

総 務 省
〇〇総合通信局長 印

様式 2-3

借 受 書

平成 年 月 日付けで貸与を承認された移動電源車の引渡し及び運用方法の説明を受けました。移動電源車の運用と取扱については、別記に記載された事項及び災害対策用移動電源車の貸与仕様書に従います。

総 務 省
〇〇総合通信局長 殿

(移動電源車の貸与を受ける団体において
運用に権限を有する者)

平成 年 月 日

印※

※ 私印で可。
自筆による署名の場合は押印不要。

別 記

借受申請書提出時に、以下について記入してください。

1	申 請 者 (法人の場合、その 名称及び代表者名)	氏名又は 名 称			
		住 所			
2	申 請 台 数	小型移動電源車 (5.5 kVA)			台
		中型移動電源車 (100 kVA)			台
3	使用目的及び 必要とする理由	災害時における通信の確保等の用として、応急的に電源供給できる移動電源車が必要となるため。			
4	使 用 場 所	※ 使用場所が指定できるときのみ記入ください。			
5	借 受 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
6	引 渡 場 所				
7	備 考				

<注意事項>

- ① 民間事業者が移動電源車の貸与を受ける場合は、有償貸与となる。
- ② 中型移動電源車の貸与を受ける者は、電気事業法（保安管理規定の届出、電気主任技術者の選任）を遵守すること。
- ③ 中型移動電源車の貸与を申請する場合であって、緊急自動車※として運用することを希望する者は、その旨を備考欄に記載の上、緊急走行の訓練及び経験を確認できる資料を添えて申請すること。

※公安委員会から緊急自動車の指定を受けた車両が、緊急用務のため運転中のものを緊急自動車といい、中型移動電源車は災害の応急復旧のための緊急用務であれば、緊急自動車として他の交通車両に優先して道路を通行することが可能。

災害対策用移動電源車の貸与仕様書

災害対策用移動電源車（以下「移動電源車」という。）の借受者は、以下に掲げる各項に基づき、善良な管理者の注意をもって当該移動電源車の運用、管理を行わなければならない。

1 貸与の範囲

貸与する移動電源車の名称、台数、引渡し及び返却場所、使用目的及び貸与期間は、借受申請書別記のとおりとする。

2 移動電源車の引渡し

（１）借受者は、移動電源車の引渡しを受けるときには、総合通信局職員（総合通信局の委託業者を含む。以下同じ。）立会いの下で当該移動電源車の整備状況を確認し、借受書と引換えに引渡しを受けるものとする。

（２）借受者は、前項の借受書の写しを保管する。

3 貸与期間中の移動電源車の運用、管理等

借受者は、借り受けた移動電源車を運用、管理するにあたっては、次の各号に留意するものとする。

（１）原則として、申請書の使用目的以外に使用しないこと。

（２）移動電源車の性能維持に資するため、日常的な点検整備を行うこと。

（３）電気事業法、道路交通法をはじめとする関係法令等を遵守すること。

（４）移動電源車を転貸し（使用目的として掲げた災害応急活動の一環として他の者に利用させる場合を除く。）又は担保に供しないこと。

（５）保険に加入するなど、不測の事故に備えること。

（６）緊急走行（中型移動電源車に限る。）を行う際は、安全運転講習を受けた者が行うこと。

4 貸与期間の変更

借受者が移動電源車の貸与期間の延長を求めるときは、あらかじめ理由を付して総合通信局に申し出を行い、新たな貸与期間を定めなければならない。

5 総合通信局の指示

借受者は、移動電源車の運用、管理に関する総合通信局の指示に従わなければならない。

6 監査の実施等

（１）借受者は、総合通信局から移動電源車の使用及び整備状況等に係る監査を求められたときは、直ちに応じなければならない。

なお、監査によって総合通信局から指摘された事項は、速やかに措置しなければならない。

(2) 借受者は、移動電源車の返却後においても、総合通信局から求めがあったときは関係書類の報告を行わなければならない。

7 移動電源車の返却

借受者は、次の場合には総合通信局が指示する場所に移動電源車を返却しなければならない。

(1) 貸与承認に係る貸与期間が満了するとき。

(2) 借受者が本仕様に規定する義務に著しく違反し、総合通信局から貸与承認が取消されたとき。

(3) 総合通信局の特別の事由によって移動電源車の返却を求められたとき。

8 移動電源車の返却確認

借受者が移動電源車を返却するときは、破損等がないことを相互に確認した上で返却完了とする。

9 有償貸与の料金請求

有償貸与の承認を受けた借受者は、総合通信局から貸与期間に応じて請求される料金を支払わなければならない。

10 借受者の負担

以下に掲げる費用等については、借受者の負担とする。ただし、借受者の負担とすることが適切でないと認められる特別の事情があるときはこの限りではない。

(1) 移動電源車の引渡し（有償貸与の場合に限る。）及び返却に係る費用

(2) 貸与期間中における移動電源車の運用に係る費用

(3) 貸与期間中における移動電源車の性能維持に係る整備及び修理の費用

11 借受者の責任

(1) 借受者が移動電源車を破損、亡失したときは、直ちに総合通信局へ報告し、速やかに詳細を記した報告書を提出すること。

(2) (1) の責任が借受者によることが明らかなきときは、借受者の責任によって修理又は賠償すること。

(3) 借受者が借り受けた移動電源車によって、第三者に損害を与えたときは、借受者の責任によって賠償すること。

12 その他

本仕様書の定めがない事項については、総合通信局と借受者の協議により対処するものとする。

以上